

2021年12月22日 全10頁

国際サステナビリティ基準審議会（ISSB）設立の公表と基準策定の方向性

統一的なサステナビリティ情報の開示基準の検討が進められる

金融調査部 研究員 藤野大輝

[要約]

- IFRS 財団は 2021 年 11 月に国際サステナビリティ基準審議会（ISSB）の設立を公表した。また、2022 年 6 月までに、既存の開示基準の設定機関である VRF（Value Reporting Foundation、IIRC（国際統合報告評議会）と SASB（サステナビリティ会計基準審議会）が合併して 2021 年 6 月に設立）、CDSB（気候変動開示基準委員会、CDP が事務局を務める）を ISSB に統合することも公表した。
- ISSB 設立公表の際に、ワーキング・グループである TRWG から ISSB の今後の検討の方向性を示すと考えられる二つのプロトタイプが公表された。「サステナビリティ関連財務情報開示の一般要求事項プロトタイプ」では、企業がサステナビリティ情報を開示するための基本的な方法、内容、考え方を定めている。
- 「気候関連開示プロトタイプ」では、気候関連の物理的リスク、移行リスク、機会について、TCFD 提言と同様に、「ガバナンス」、「戦略」、「リスク管理」、「指標と目標」という四つの観点で開示が求められている。ただし、TCFD 提言の開示事項と比較しても、具体的かつ詳細な開示が求められている。
- 今後、わが国でも ISSB の基準を念頭に置いた上で更なるサステナビリティ情報の開示が求められることが想定される。企業は TCFD 提言への対応を着実に進めていき、その延長線上にある ISSB の基準に備えつつ、気候変動以外のサステナビリティテーマにも対象範囲を広げていくことが望ましいと考えられる。

1. IFRS 財団が国際サステナビリティ基準審議会（ISSB）の設立を公表

2021 年 6 月にわが国においてコーポレートガバナンス・コードが改訂され、上場会社にはサステナビリティへの取り組みに関する情報の開示が求められている¹。また、足元の金融庁金融

¹ コーポレートガバナンス・コードの改訂に基づいたサステナビリティ情報の開示について、詳しくは拙著「改訂 CG コードを踏まえたサステナビリティに関する開示」（2021 年 6 月 23 日、大和総研レポート）を参照。

審議会ディスクロージャーワーキング・グループにおいても、サステナビリティに関する情報を有価証券報告書で開示することについて議論が行われている²。

このように、企業はサステナビリティ情報の開示が従来以上に強く求められている状況にある。企業がサステナビリティ情報を開示する上では、それに関する開示基準を参照することが推奨される。開示基準に沿った情報を開示することで、他社と比較可能な情報を利用者に伝えることができ、利用者からの評価を受けやすくなるとも考えられる。

しかし、サステナビリティ情報を開示する目的等によって、開示基準が複数存在している。そのため、企業はどの基準を参考にすればいいのか、判断が難しいなどの問題が生じていた³。

こうした状況を踏まえ、国際会計基準（IFRS）の設定に関わる IFRS 財団は、2020 年 9 月、サステナビリティ報告に関する協議文書を公表した。当該文書において、IFRS 財団の会計基準設定における実績・専門知識や世界各国の政府等との関係を活かして、サステナビリティ報告に関する基準審議会を設立し、財務報告と整合性のあるサステナビリティ報告の基準を作ることが提案された。

上記の協議文書へのコメント等を踏まえ、IFRS 財団は 2021 年 11 月の国連気候変動枠組条約第 26 回締約国会議（COP26）に合わせて国際サステナビリティ基準審議会（ISSB）の設立を公表した。また、IFRS 財団は 2022 年 6 月までに、既存の開示基準の設定機関である VRF（Value Reporting Foundation、IIRC（国際統合報告評議会）と SASB（サステナビリティ会計基準審議会）が合併して 2021 年 6 月に設立）、CDSB（気候変動開示基準委員会、CDP が事務局を務める）を ISSB に統合することも公表した。GRI（Global Reporting Initiative）もこの動きを歓迎すると表明している。このように主要な開示基準の設定機関は ISSB に統合、もしくは連携することが示されており、今後は ISSB の下で、サステナビリティ情報を開示するための統一的な基準の検討が進められる。

2. ワーキング・グループの動向

ISSB は、サステナビリティ情報を開示するための統一的な基準である、IFRS サステナビリティ開示基準の策定を図っている。IFRS サステナビリティ開示基準は、企業価値評価、投資判断に資する企業のサステナビリティ情報の開示要件を定める。当該基準は、各国の開示に関する規制との互換性を意識し、サステナビリティ情報開示のベースラインとして利用されることを想定している。

ISSB の設立と上記の基準の策定に向けた作業の一環として、投資家のニーズへの対応に焦点を当てた、サステナビリティや統合報告に関する基準設定の専門知識を持つ主要組織で構成さ

² サステナビリティ情報を有価証券報告書で開示することに関する議論について、詳しくは拙著「企業のサステナビリティ情報開示の義務化に向けた検討が開始か」（2021 年 6 月 30 日、大和総研レポート）を参照。

³ サステナビリティ情報に関する開示基準の乱立状況や統一に向けた動向について、詳しくは藤野大輝、大和敦「乱立する ESG 情報の開示基準とその現状」（2021 年 1 月 12 日、大和総研レポート）、拙著「ESG 情報の開示基準は統一へ向かうのか」（2021 年 2 月 5 日、大和総研レポート）を参照。

れたワーキング・グループ（TRWG、Technical Readiness Working Group）が設立された。TRWG はメンバーとして、CDSB、IASB（国際会計基準審議会）、TCFD（気候関連財務情報開示タスクフォース）、VRF、WEF（世界経済フォーラム）を含む。

2021年11月のISSB設立の公表の際に、TRWGによって開発された「サステナビリティ関連財務情報開示の一般要求事項プロトタイプ（General Requirements for Disclosure of Sustainability-related Financial Information Prototype）」、「気候関連開示プロトタイプ（Climate-related Disclosures Prototype）」が公表された。これら二つのプロトタイプは、ISSBの今後の検討の方向性を示すものであり、ISSBはこの提案されたプロトタイプを踏まえ、基準の公開草案の策定に向けたステップを進めていくものとされている。そのため、本稿ではこの二つのプロトタイプを読み解くことで、ISSBで策定されるIFRSサステナビリティ開示基準がどのようなものになるのかを考察する。

（1）サステナビリティ関連財務情報開示の一般要求事項プロトタイプ

このプロトタイプは、IAS第1号「財務諸表の表示」を参考に、投資判断を行う財務情報の利用者に役立つように、企業の重要なサステナビリティに係るリスクと機会と関連する財務情報を開示するための要件を示している。ISSBでは、まずは気候関連情報の開示基準について検討していくとされている。一方で、将来的には社会問題などの様々なテーマに関する基準を作成していくことが想定され、それらの各種基準の作成には時間を要する。特定のサステナビリティのテーマに関する情報を開示しようとする企業について、そのテーマに関する基準がない場合、企業は自社で情報開示に係る判断を行う必要がある。その際にサステナビリティ関連財務情報開示の一般要求事項プロトタイプを考慮するものと考えられる。

投資家などの財務報告の主要な利用者が企業の開示情報に基づいて行う決定（投資判断等）に影響を与えると合理的に予想される場合に、その情報は重要と判断される。企業価値に影響を与えないサステナビリティ情報や重要でない情報については、開示を行う必要はない。

開示を行う上では、財務諸表と同じバウンダリー（境界）とする。例えば連結財務諸表を作成している企業であれば、連結範囲について、サステナビリティ情報を開示することが考えられる。また、重要な場合はサプライチェーンも含めて、情報の開示を行う。

サステナビリティ関連財務情報開示の一般要求事項プロトタイプでは、TCFD提言と同じように、「ガバナンス」、「戦略」、「リスク管理」、「指標と目標」という切り口でサステナビリティ情報を開示することとされている。それぞれについて、どのような情報を開示するかについては、後述する気候関連開示プロトタイプと重なる部分が多いため、そちらを参照されたい。

上記のサステナビリティ情報の開示の際には、前期との比較情報も適宜開示する必要がある。また、開示頻度は財務諸表と同様とし、年に1度以上は開示を行う。開示チャンネルについては、財務報告の一部として開示するほか、別のレポートを参照することも認められる。

このように、サステナビリティ関連財務情報開示の一般要求事項プロトタイプはサステナビ

リティ情報を開示するための基本的な方法、内容、考え方を定めている。環境や社会といったテーマに関わらず、このプロトタイプを参考にすることができるため、今後の基準検討の軸として捉えることができるだろう。

図表1 サステナビリティ関連財務情報開示の一般要求事項プロトタイプの概要

概要(一部)	
目的	投資判断を行う財務情報の利用者に役立つように、企業のサステナビリティに関するリスクと機会の観点から、財務に重要な影響を与え得る情報を開示するための要件を定めている
範囲	サステナビリティ関連の財務情報を作成・開示する企業に対して適用 企業価値に影響を与えないサステナビリティに関する事項は報告の対象外
概念要素の適用	-
マテリアリティ	財務報告の主要な利用者がその報告に基づいて行う決定に影響を与えると合理的に予想される場合に重要と判断(企業の短期、中期、長期のキャッシュフローを生み出す能力などを含む、企業価値に対する利用者の評価に影響を与える情報) 重要性判断について、企業自身の状況を踏まえて利用者の特性を考慮し、各報告日ごとに再評価を行う 企業は、重要でない情報については、IFRSサステナビリティ開示基準で要求される開示を行う必要はない
バウンダリー(境界)	財務諸表と同じバウンダリーとする。重要な場合はサプライチェーン全体の情報も開示する
結合性(整合性)	サステナビリティに関連する財務情報を他の情報と結び付けて説明する (異なる情報間の関係を明確かつ簡潔に説明、またはサステナビリティに関するリスク、機会が他のサステナビリティに関するリスク、機会を生み出すトレードオフについて説明)
一般的項目	-
ガバナンス	サステナビリティ関連のリスクと機会を監督および管理するために使用されるガバナンスのプロセス、制御、および手順を理解できるような内容を開示する
戦略	図表2の(a)~(g)の「気候」を「サステナビリティ」に読み替えた内容を開示する 重大なサステナビリティ関連のリスクと機会に対処するための企業の戦略を理解できるような内容を開示する 図表3の(a)-(1)~(3)、(b)-(1)~(2)、(c)-(1)~(4)、(d)-(1),(2),(4)の「気候」を「サステナビリティ」に読み替えた内容を開示する また、企業の財務計画の意思決定にサステナビリティに関連する重大なリスクと機会がどの程度含まれているか、経営陣がサステナビリティに関連する重大なリスクと機会に対処するための戦略に沿って、企業の財務実績が時間の経過とともに変化することをどのように期待しているか、に加え、可能な場合は戦略のレジリエンスなどを開示する
リスク管理	企業の既存および新たなサステナビリティ関連リスクがどのように識別、評価、管理、軽減され、それらのプロセスが既存のリスク管理プロセスに統合されているかを理解できるような内容を開示する 図表4の(a)~(d)の「気候」を「サステナビリティ」に読み替えた内容を開示する
指標と目標	重要なサステナビリティ関連の財務リスクと機会をどのように測定およびモニタリングするかを理解できるような内容を開示する 業界を超えた指標、業界ごとの指標、ガバナンス機関(ガバナンスおよびマネジメントを担当する取締役会、委員会、または同等の機関を含む)が設定した目標、目標に向けた進捗状況の測定のためにガバナンス機関が使用するその他の主要業績評価指標を開示する
比較情報	当期に報告された指標などを含む金額について、前期との比較情報を提示する 財務情報の理解に関連する場合、定性的な比較情報も開示する
開示頻度	少なくとも12か月ごとに、財務諸表と同じ報告期間のサステナビリティ関連の財務情報を開示する
開示チャンネル	企業の財務報告の一部として、IFRSサステナビリティ開示基準で要求される情報を開示する必要がある(別のレポートからの参照も可能)
関連する財務諸表の特定	サステナビリティに関連する財務情報と関係のある財務諸表を特定
財務データと仮定の使用	サステナビリティに関連する財務情報に含まれる財務データと仮定は財務諸表のそれと一致している必要がある
公正な開示	企業がさらされているサステナビリティに関連するリスクと機会を公正に開示する
見積りの不確実性	重要な見積りの不確実性を有する指標を特定し、見積りの不確実性の原因と性質、および不確実性に影響を与える要因を開示しなければならない
誤り	誤りを発見した後に最初に発効された財務報告において、誤りが発生した前の期間の比較金額を再表示することにより、前期間の重要な誤りを溯及的に修正しなければならない
準拠声明	企業はサステナビリティ開示基準の関連する全ての要件に準拠している明示的声明を行う
発効日	未定

(注) 上記の概要はあくまでも一部であり、プロトタイプの全てを網羅しているわけではない。

(出所) TRWG (2021) “General Requirements for Disclosure of Sustainability-related Financial Information Prototype” より大和総研作成

(2) 気候関連開示プロトタイプ

気候関連開示プロトタイプでは、企業に対して気候変動に関するリスクと機会に関する情報を開示することを求めている。また、そうした情報開示を情報利用者が以下のように役立てることを想定している。

- A) 気候関連のリスクと機会が企業の財政状態、財務実績、およびキャッシュフローに及ぼす影響を情報利用者が判断するため。また、短期、中期、長期にわたって、情報利用者が企業の将来のキャッシュフローとその価値、タイミング、確実性を評価することを支援する（=企業の企業価値を評価することを支援する）ため
- B) 情報利用者が企業の経営者による資源の使用、およびその使用に対応するインプット、事業活動、アウトプット、アウトカムが、気候関連のリスクと機会を管理するための企業の戦略をどのようにサポートしているかを理解するため
- C) 気候関連のリスクと機会に応じて、企業の戦略やビジネスモデルなどを適応させる企業の能力を評価するため

ここでいう気候関連のリスクには、「物理的リスク」と「移行リスク」の二つが該当する。

「物理的リスク」とは、企業が気候変動によって直接的な被害を受けるリスクのことを指す。例えば、台風や集中豪雨など突発的に発生する異常気象に伴うリスク（急性リスク）や、長期的な地球温暖化や海面上昇に伴うリスク（慢性リスク）が該当する。

「移行リスク」とは、気候変動に企業が適応する上での変化に伴うリスクのことを指す。例えば、厳しいカーボンプライシングが導入されるリスク（政策リスク）や、脱炭素を促す新技術の導入が遅れるリスク（テクノロジーリスク）などが該当する。

こうした気候関連の物理的リスク、移行リスク、機会について、企業はTCFD提言と同様に、「ガバナンス」、「戦略」、「リスク管理」、「指標と目標」という四つの観点で開示が求められる。以下では当該四つの切り口でそれぞれどのような開示事項が定められているのか、TCFD提言（推奨開示に加え、全てのセクターのための手引きを含む）と比較しながら説明する。

①ガバナンス

ガバナンスに関する開示については、気候関連開示プロトタイプとTCFD提言で重複している部分が多い（図表2）。気候関連開示プロトタイプでは、TCFD提言の全セクター向け手引きとして開示の検討や考慮が求められていた各種の詳細な事項についても具体的に開示することが必要となっている。また、例えば気候関連のリスクと機会に対応するための戦略の監督に適切なスキル・能力があるかどうかについての保証や、インセンティブ報酬の内容など、より詳細な情報についても開示が求められている。

図表 2 気候関連開示プロトタイプにおけるガバナンスの開示

ガバナンス	
気候関連開示プロトタイプ	TCFD提言
気候関連のリスクと機会、および気候に関する経営者の役割をモニタリングするガバナンス機関(取締役会、委員会、またはガバナンスを担当する同等の機関を含むことができる)の説明を開示する	気候関連のリスクと機会に関する組織のガバナンスを開示する
(a)気候関連のリスクと機会に責任のある機関または機関のメンバー	気候関連リスクと機会を評価・管理する上での経営者の役割(以下の情報を含めることを考慮すべき)
(b)気候関連のリスクと機会に対する組織の責任が、取締役会の任務やその他の関連する企業の方針にどのように反映されているか	○組織が経営陣または委員会に対して気候関連の責任を付与しているかどうか。付与している場合、経営陣または委員会が取締役会またはその委員会に報告するかどうか、またその責任には気候関連事項の評価やマネジメントが含まれているかどうか
(c)気候関連のリスクと機会に対応するための戦略を監督するために適切なスキルと能力が利用可能であることを監督機関がどのように確保するか	○関連する組織構造の記述
(d)気候関連のリスクと機会の評価と管理における経営陣の役割の説明、監督機関がその経営陣をどのように監督するか	○経営陣が気候関連事項の報告を受けるプロセス ○経営陣がどのように気候関連事項をモニタリングしているか
(e)組織またはその委員会(例:監査委員会、リスク委員会、その他委員会)が気候関連の問題と関連するリスクと機会について報告を受けるプロセスおよび頻度	気候関連リスクと機会に対する取締役会の監督(以下を考慮すべき) ○取締役会またはその委員会(例:監査委員会、リスク委員会、その他委員会)が気候関連事項について報告を受けるプロセスおよび頻度
(f)組織とその委員会が、企業の戦略、主要な取引に関する決定、リスク管理方針などを監督する際に、気候関連のリスクと機会をどのように考慮するか	○取締役会またはその委員会が企業の戦略や主要な取引に関する決定、リスク管理方針などに係る見直しや指示にあたり、気候関連事項を考慮しているか
(g)組織が気候関連の目標の設定をどのように監督し、それらに向けた進捗状況を監督するか(関連する業績指標が報酬方針に組み込まれているかどうか、およびどのように組み込まれているかを含む)	○取締役会が、気候関連事項に対処するためのゴールとターゲットに対する進捗状況をどのようにモニタリングし、監督しているか

(出所) TRWG (2021) “Climate-related Disclosures Prototype”、TCFD (2021) “Implementing the Recommendations of the Task Force on Climate-related Financial Disclosures” より大和総研作成

②戦略

戦略については、気候関連開示プロトタイプはTCFD提言と比較しても詳細な開示を求めていることが見て取れる(図表3)。特に気候関連のリスクと機会が企業の事業、戦略、財務計画に与える影響に関して、具体的な開示を求めている。

例えば、バリューチェーン全体の事業への影響やその影響が集中している箇所、レガシー資産(化石燃料から得るエネルギー等を大量に消費する資産)に関する計画やその計画の進捗、気候関連のリスクと機会が企業の財務に与えた影響に係る見積りの不確実性などが含まれる。また、シナリオ分析に関しても、シナリオごとの比較やシナリオの選択理由、分析の対象となる期間など、詳細な分析の内容の開示が求められている。

図表3 気候関連開示プロトタイプにおける戦略の開示

戦略		気候関連開示プロトタイプ		TCFD提言			
(a)短期、中期、または長期にわたってビジネスモデル、戦略、およびキャッシュフローに影響を与える可能性がある合理的に予想される重大な気候関連のリスクと機会	(b)重大な気候関連のリスクと機会がその事業に与える影響	(c)経営陣の戦略と意思決定に対する重大な気候関連のリスクと機会の影響	(d)報告期間終了時の財政状態、財務実績およびキャッシュフローに対する重大な気候関連のリスクと機会の影響、ならびに短期、中期および長期にわたって予想される影響	(e)気候変動の物理的影響および低炭素経済への移行に関連する重大な気候関連リスクに対する企業の戦略のレジリエンス	組織の事業、戦略、財務計画において、気候関連のリスクと機会の実際の及び潜在的なインパクトが重要性を持つ場合にはこれを開示する		
(1)ビジネスモデル、戦略、およびキャッシュフローに影響を与える可能性があると合理的に予想される気候関連のリスクと機会を特定するために実施されているプロセスの説明	(1)商品またはサービスを生産するためのバリューチェーンに対する重大な気候関連のリスクと機会の現在および予想される影響の説明	(1)重大な気候関連のリスクと機会にどのように対応しているか(気候関連の目標を達成するための計画、気候変動の緩和等のための研究開発、新技術の導入など)	(1)重大な気候関連のリスクと機会が、最近報告された財務実績、財政状態、およびキャッシュフローにどのように影響したか	(1)シナリオ分析がどのように行われたか(シナリオの比較、使用したシナリオとその理由、分析対象期間など)	組織が短期、中期、長期タームで特定した気候関連のリスクと機会(以下の情報を提供すべき)	組織の事業、戦略、財務計画への気候関連リスクのインパクト	2°Cあるいはそれ以下の異なるシナリオを考慮した組織戦略のレジリエンス(以下の事項を検討すべき)
(2)短期、中期、長期をどのように定義し、その定義が企業の戦略(経営計画)の期間および資本配分計画にどのように関連しているか	(2)バリューチェーンのどこに気候関連の重大なリスクまたは機会が集中しているかの説明	(2)化石燃料から得るエネルギーと水を大量に消費する事業を管理する、または当該エネルギー、水を大量に消費する資産の使用をやめるための戦略を含む、レガシー資産に関する計画と重要な仮定	(2)経営陣は資本配分計画などを反映して、重大な気候関連のリスクと機会に対処する戦略に沿って企業の財務状態が時間とともに変化するかどうかをどのように期待しているか	(2)分析の結果と、企業の財政状態および財務実績が、短期、中期、長期にわたる企業の戦略およびビジネスモデルのレジリエンスをどのように支えているかを示す評価	どのリスクと機会が組織に重要(マテリアル)な財務への影響を与える可能性があるかを判断するプロセスの記述	特定した気候関連事項がその事業や戦略および財務計画にどのように影響しているかについて考察すべき(製品・サービス、バリューチェーン、研究開発関連投資などへの影響も考慮すべき)	自らの戦略において気候関連のリスクと機会の影響を受ける可能性があると考えている立地
(3)重大な気候関連のリスクと機会の説明、およびそれぞれが企業に財務的影響を与えると合理的に予想される期間	-	(3)以前に開示された上記の計画の進捗に関する定量的および定性的情報	(3)気候関連の重大なリスクと機会に対処する戦略	-	適切と思われる短期・中期・長期の時間的範囲の記述	気候関連事項がどのようにして財務計画策定プロセスに取り込まれるか、その所要期間、および気候関連のリスクと機会の優先順位をどのように決めるのかを記述すべき	そのような潜在的なリスクと機会に対処するために戦略をどのように変更するか
(4)特定されたリスクが物理的リスクであるか、移行リスクであるかの説明	-	(4)企業の財務計画の意思決定に気候関連の重大なリスクと機会がどのように含まれているか	(4)重大な気候関連のリスクと機会に関する企業の評価が、行われた判断にどのように影響したか、または財務諸表における見積りの不確実性の原因を提示したか	-	時間的範囲(短期・中期・長期)ごとに、組織に重要な財務への影響を与える可能性のある具体的な気候関連事項の記述	運営費用と収益、資本的支出と配分、資本調達などの財務計画に対する影響を開示することも考慮すべき(必要に応じてシナリオについても記述すべき)	検討に際して考慮された気候関連のシナリオと時間的範囲
-	-	-	-	-	上記に加え、セクターまたは地域別にリスクと機会の内容を開示することを考慮すべき	GHG排出量削減にコミットする組織等はGHG排出量削減目標などを含む低炭素経済への移行計画を説明する必要がある	気候関連問題が財務実績(収益、コスト等)、財政状態(資産、負債等)に及ぼす潜在的影響についての議論

(出所) TRWG (2021) “Climate-related Disclosures Prototype”、TCFD (2021) “Implementing the Recommendations of the Task Force on Climate-related Financial Disclosures” より大和総研作成

③リスク管理

リスク管理については、TCFD 提言に基づいた開示を行うことによって、気候関連開示プロトタイプで開示が求められている項目の開示の多くをカバーすることができると考えられる（図表 4）。ただし、リスクの影響を決定する上で使用される定性的要因または定量的しきい値や、リスク評価ツール、重要な入力パラメーターなどの補足的な情報の開示が求められている点には注意が必要であろう。

図表 4 気候関連開示プロトタイプにおけるリスク管理の開示

リスク管理	
気候関連開示プロトタイプ	TCFD 提言
気候関連リスクがどのように特定、評価、管理および軽減されるかを理解できるような情報を開示する	組織の気候関連リスクの特定、評価、管理方法を開示する
(a)気候関連リスクを特定するプロセス	気候関連リスクを特定し、評価するための組織的なプロセス ○気候変動に関連する現行および新規の規制要件（例：排出制限）その他の要因に配慮するかどうかを記述すべき ○特定した気候関連リスクの潜在的な規模と範囲を評価するプロセスの開示を考慮すべき ○使用したリスク用語の定義、または用いた既存のリスク分類枠組の開示を考慮すべき
(b)企業が気候関連リスクの重要性を評価するための一つまたは複数のプロセス (上記にはリスク評価ツール、使用する重要な入力パラメーター、プロセスの変更などを含む)	気候関連リスクを管理するための組織的プロセス ○気候関連のリスクを軽減、移転、受入、または制御する意思決定をどのように行うかなど、気候関連リスクをマネジメントするプロセスを記述すべき
(c)重大な気候関連リスクごとに、関連するポリシーを含め、リスクがどのように監督、管理、および軽減されているかを理解できるようにする情報	○重要性の意思決定を組織内でどのように行っているかなど、気候関連リスクに優先順位を付けるプロセスについて記述すべき
(d)これらの気候関連リスクの特定、評価、および管理プロセスが、企業の全体的なリスク管理プロセスにどの程度、どのように統合されているか	気候変動リスクの特定、評価、管理に係るプロセスを組織全体のリスク管理にどのように統合するか

（出所）TRWG（2021）“Climate-related Disclosures Prototype”、TCFD（2021）“Implementing the Recommendations of the Task Force on Climate-related Financial Disclosures” より大和総研作成

④指標と目標

指標と目標については、気候関連開示プロトタイプでは TCFD 提言と同様に、業界を超えた指標（業種にかかわらず開示が求められる指標）の開示が求められているほか、気候関連のリスクと機会に関して経営陣が設定した目標や、その目標に向けた進捗を測るための主要な KPI の開示が求められている。

気候関連開示プロトタイプの特徴として、SASB スタンドードのように、業界ごとの指標の開示が求められていることが挙げられる。例えば、化学業界については、GHG 排出量やエネルギー、水の消費に加え、使用段階におけるリソースの効率性のために設計された製品による収益等について定量的に開示するとされている。TCFD 提言とは異なり、気候関連開示プロトタイプに従った開示を行うためには業界ごとに求められるデータを収集することが必要となる点で、負担が大きいものと考えられる。

図表 5 気候関連開示プロトタイプにおける指標と目標の開示

指標と目標	
気候関連開示プロトタイプ	TCFD提言
重大な気候関連のリスクと機会を管理する上での企業の業績を理解できるような情報を開示する	気候関連のリスクと機会を評価及び管理する指標と目標が重要性を持つ場合には開示する
(a) 業界を超えた指標 ○ Scope 1、2、3の絶対・原単位GHG排出量 ○ 移行リスクに対して脆弱な資産または事業活動の量と範囲 ○ 物理的リスクに対して脆弱な資産または事業活動の量と範囲 ○ 気候関連の機会に伴う収益、資産、またはその他の事業活動の割合 ○ 気候関連のリスクと機会に向けて展開された設備投資、資金調達、または投資の金額 ○ 組織が内部で使用するGHG排出量1トンあたりの価格 ○ 気候変動への配慮に関連する経営幹部の報酬の割合	気候関連のリスクと機会を組織全体の戦略とリスク管理プロセスに統合して実施するために組織が活用した指標 ○ 気候関連のリスクと機会の測定とマネジメントに使用される主要な測定基準(指標)に加え、業界を超えた気候関連の指標カテゴリ(左記の業界を超えた指標と共通)に沿った指標も開示すべき ○ 水、エネルギー、土地利用、廃棄物マネジメントに関する気候関連リスクの測定基準(指標)も、関連性と必要に応じ、記載することを考慮すべき ○ 気候関連事項が重要な場合、関連するパフォーマンス測定基準(指標)が、報酬規定に組み込まれているかどうか、それがどのように反映されているか記述することを考慮すべき ○ 該当する場合、低炭素経済向けに設計された製品やサービスからの収益など、気候関連の機会の測定基準(指標)とともに、組織で用いている内部炭素価格を提供する必要がある ○ 必要に応じて、ビジネスまたは戦略的計画の期間を考慮し、業界を超えた気候関連の指標カテゴリに沿った将来を見据えた指標を提供することを検討する必要がある ○ 測定基準(指標)は、過去の一定期間のものも提供する必要がある(それが明白でない場合には、気候関連の測定基準(指標)の算出または推定に用いた方法論の説明も提供すべき)
(b) 業界ごとの指標(図表6を参照)	Scope 1、2、必要に応じて3の温室効果ガス排出量と関連リスク(Scope 3のGHG排出量の開示を検討する必要がある) ○ GHG排出量は、GHGプロトコルの方法論に沿って計算すべき ○ 産業別GHG効率比の提供も考慮すべき ○ GHG排出量および関連する測定基準(指標)は過去の一定期間のものも提供する必要がある(それが明白でない場合には、気候関連の測定基準(指標)の算出または推定に用いた方法論の説明も提供すべき)
(c) 気候関連のリスクを軽減または適応するため、および気候関連の機会を最大化するために経営陣が設定した目標(以下の開示も行う) ○ 設定した目標の目的 ○ 目標が絶対ベースであるか強度ベースであるか ○ 目標が科学に基づいているかどうか、もしそうならばそれが第三者によって検証されているかどうか ○ 目標がセクター別脱炭素アプローチを使用して導き出されたかどうか ○ 目標に係る時間軸 ○ 基準年 ○ マイルストーンまたは暫定目標 ○ 目標の達成および戦略的目標の達成に向けた進捗状況を評価するために使用されるメトリック	気候関連のリスクと機会及びパフォーマンスの管理ために組織が活用した目標 ○ 今後予想される規制要件または市場の制約、その他の目標に沿って(必要に応じて業界を超えた気候関連の指標カテゴリに沿って)、GHG排出量、水使用量、エネルギー使用量などの主要な気候関連ターゲットを記述すべき ○ 目標の開示の際には、目標が絶対量ベースであるか原単位ベースであるかや時間軸などを考慮すべき(それが明白でない場合には、目標の算出に用いた方法論の説明も提供すべき) ○ 中期または長期の目標をしている組織は、可能な場合は、全体、または事業ごとに当該目標の中間目標を開示する必要がある。
(d) (c)で特定された目標に向けた進捗状況を測定するために取締役会または経営陣が使用するその他の主要業績評価指標	

(出所) TRWG (2021) “Climate-related Disclosures Prototype”、TCFD (2021) “Implementing the Recommendations of the Task Force on Climate-related Financial Disclosures” より大和総研作成

図表6 業界ごとの指標（化学業界）

GHG排出量	世界全体のスコープ1排出量、排出量制限規制の対象となる割合 スコープ1排出量、排出削減目標、およびそれらの目標に対するパフォーマンスの分析を管理するための長期、短期の戦略または計画の議論
エネルギーマネジメント	(1) 総エネルギー消費量、(2) グリッド電力の割合、(3) 再生可能エネルギーの割合、(4) 自社で生成したエネルギーの総量
ウォーターマネジメント	(1) 取水された淡水の総量、(2) ベースラインの水ストレスが高いまたは非常に高い地域での取水割合
	水質に関する基準、規制などに関する違反の件数 ウォーターマネジメントに係るリスクの説明とそれらのリスクを軽減するための戦略と実践の議論
使用段階における効率性 のための製品設計	使用段階におけるリソースの効率性のために設計された製品からの収益

(出所) TRWG (2021) “Climate-related Disclosures Prototype, Supplement: Technical Protocols for Disclosure Requirements”より大和総研作成

3. 終わりに

ISSBの今後の活動については、わが国も積極的に関与していく姿勢を示している。ISSBのアジアオフィスの候補として東京も名前が挙がっている。また、有価証券報告書でサステナビリティ情報を開示すること等について議論を行っている金融庁金融審議会ディスクロージャーワーキング・グループでも、ISSBの動向を踏まえて議論を行うこととされている。そのため、ISSBの基準がそのままわが国に適用されることになるかは現時点では明らかではないが、有価証券報告書でサステナビリティ情報開示が求められるようになる場合、ISSBの基準を念頭に置いたものとなることが想定される。

企業はこうしたISSBの基準への対応にどのように備えればいいのか。気候関連開示プロトタイプはTCFD提言の考え方を踏襲し、開示事項をさらに具体化、詳細化したものであった。そのため、企業はTCFD提言への対応を着実に進めていくことで、その延長線上にあるISSBの基準に備えることにもつながると考えられる。もちろんそれに加えて、ISSBにおける議論を注視することも重要であろう。

さらに、企業が開示すべき事項は気候変動に関する情報にはとどまらない。企業によっては気候変動よりも、そのほかの環境問題や社会問題の方が重要な課題であることもあるだろう。ただし、気候変動に関する情報以外の情報を開示する上でも、サステナビリティ開示の一般要求事項プロトタイプを参考にすれば、「ガバナンス」、「戦略」、「リスク管理」、「指標と目標」という柱は共通していることが分かる。企業はTCFD提言に沿った気候変動に関する情報開示を進めつつ、その対象範囲を他のサステナビリティテーマにも広げていくことで、将来の開示の拡充への対応を円滑に行うことができるのではないだろうか。